

北名古屋市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年10月29日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

3 北 学 第 6 9 3 号

令和3年10月25日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年10月7日付け3北監第45号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課：小中学校＞

1 【指摘事項】

デジタルカメラについては、1校あたり12～33台を保有し、概ね適正に管理していた。ただし、一部の学校においては、保管状況一覧表等が作成されておらず、また、作成しているものの、貸出可能なものが一見して判別できなかった。

2 【措置状況】

指摘事項については、是正しました。